

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	大館市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.odate.akita.jp/dcity/densan/68-7545.html

執行機関名 大館市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大館市福祉医療費支給要綱(平成12年8月1日施行)に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児及び小学生)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大館市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 大館市福祉医療費支給要綱(平成12年8月1日施行)に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	大館市福祉医療費支給要綱(平成12年8月1日施行)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この要綱は、本市に居住地を有する乳幼児及び小学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の <u>健康の保持</u> と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大館市福祉医療費支給要綱(平成12年8月1日施行)